



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

高等教育の修学支援新制度の 見直しについて

令和5年3月

高等教育局 学生支援課 高等教育修学支援室

2020年4月から新しい給付奨学金・授業料等減免制度がスタート!



対象になる学校は?

一定の要件を満たすことを国等が確認した

大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校に通う学生が支援を受けられます。



どんな学生が対象になるの?

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。



世帯収入や資産の要件を満たしていること

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯(※)

&



進学先で学ぶ意欲がある学生であること

成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です

- ※ 生活保護世帯や社会的養護を必要とする者（児童養護施設や里親のもとで育てられていた者等）も対象
 ・生活保護世帯の出身者は、父母が生活扶助を受けていれば非課税世帯として支援対象
 ・社会的養護を必要とする者は、本人の所得のみで判定し低所得であれば支援対象

給付型奨学金の支給額は?

第Ⅰ区分（住民税非課税世帯）の場合は、下記の額が支給されます。
 （第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

給付型奨学金の支給額（年額）

（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

区分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	約35万円	約80万円
	私立	約46万円	約91万円
高等専門学校	国公立	約21万円	約41万円
	私立	約32万円	約52万円

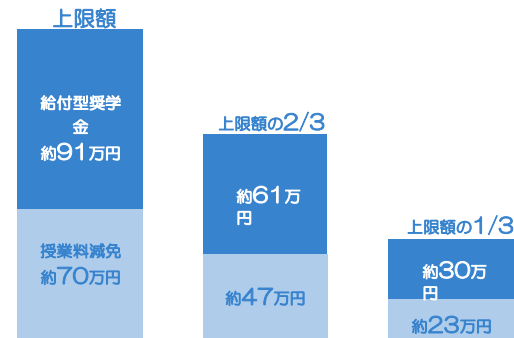


世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの?

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります。

例

4人家族〈本人(18歳)・父(給与所得者)・母(無収入)・中学生〉で、本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額(年額)



進学資金シミュレーター



自分が支援の対象になるか調べてみよう。

年収目安

～270万円
住民税非課税世帯
〈第Ⅰ区分〉

～300万円
〈第Ⅱ区分〉

～380万円
〈第Ⅲ区分〉

注) 年収目安はあくまでも一例です。兄弟の数や年齢等の世帯構成などで異なります

授業料・入学金のサポートは?

給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の減免を受けることができます。
 （第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

授業料等の免除・減額の上限額(年額)

（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円



大学等の要件(機関要件)

○ 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための要件を設定。

1. 実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。

※ 4年制大学の場合、13単位（標準単位数124単位の1割相当）

* オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

* 学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。

2. 法人（大学等の設置者）の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。

3. 授業計画書（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等（貸借対照表、収支計算書など）や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

○ 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件を設定（私立学校のみ対象の要件）。

▶ 次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。

① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス（法人の決算）

② 直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス（法人の決算）

③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満※（大学等の状況）

※ 専門学校の経過措置 ～令和2年度：6割未満、令和3年度：7割未満、令和4年度～：8割未満

対象機関リストはこちら：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm

【教育未来創造会議第一次提言の記載】

大学の経営困難から学生を保護する視点から、計画的な規模の縮小や撤退等も含めた経営指導の徹底や、**修学支援新制度の対象を定員充足率が収容定員の8割以上の大学とするなどの機関要件の厳格化を図るとともに**、在学する学生の円滑な転学や学籍管理の継承等についても必要な仕組みを整備する。

①学部段階の給付型奨学金と授業料減免の中間層への拡大

・高等教育の修学支援新制度の検証を行い、**機関要件の厳格化を図りつつ**、現在対象となっていない中間所得層について、負担軽減の必要性の高い多子世帯や理工系及び農学系の学部で学ぶ学生等への支援に関し必要な改善を行う。

【骨太の方針2022】

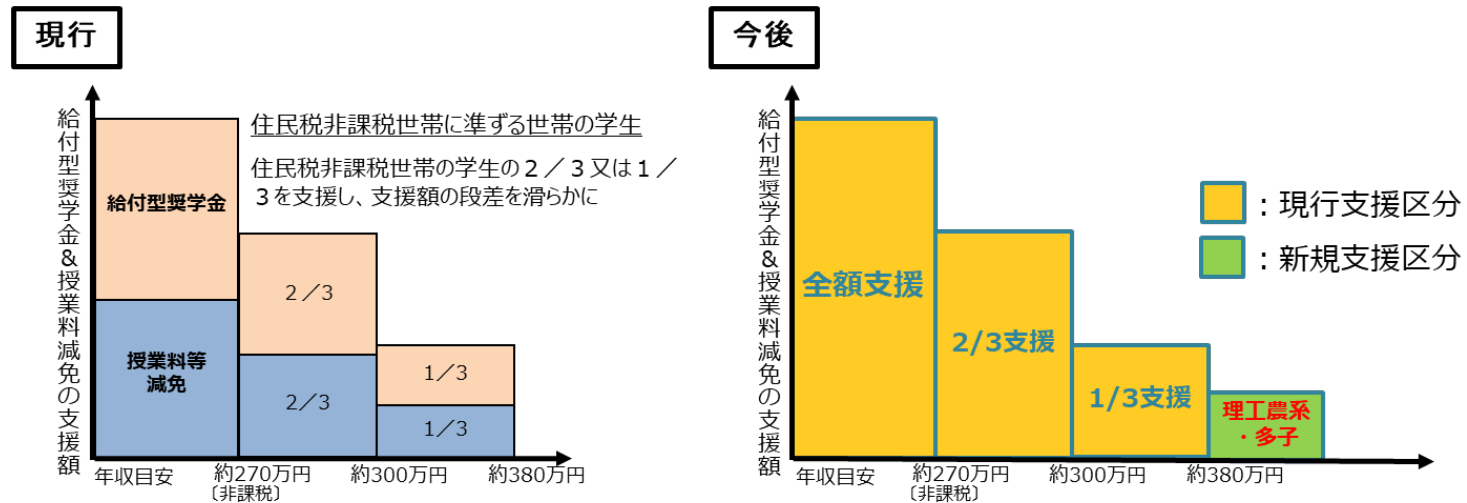
「質の高い教育の実現」部分抜粋

新たな時代に対応する学びの支援の充実を図る。このため、恒久的な財源も念頭に置きつつ、給付型奨学金と授業料減免を、必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ拡大する。

骨太方針2022等を受けた奨学金制度の改正の方向性について

<修学支援新制度の中間層への拡大>

- 支援の「第4区分」（図参照）を設ける。所得基準と支援額は、政府部内で調整中。
- 支援対象については、多子世帯の支援は、現に扶養する子供が3人以上の世帯とし、理工農系の支援においては、国公立より私立の方が授業料などの負担が重い実態を踏まえる（財源確保の状況とのバランスをふまえ要検討）。
- 理工農系の要素が含まれる学際分野（※）も対象とする。
※ 例えば経済学と工学の学問分野をバックグラウンドに設置されるデータサイエンス関係の学部も対象になる。
- 機関要件を厳格化し、大学・短大・高専にあつては直近3年度全ての収容定員8割未満、専門学校にあつては5割未満の学校を対象外とする。ただし、直近の進学・就職率が9割を超える大学・短大・高専や、地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると都道府県知事が認める※専門学校は対象とする。
※ 各都道府県知事等の判断にあたっては、例えば、他の教育機関による代替の困難性や卒業生の地元就職率など、国として一定の判断基準を示す。



(両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる)

(参考1) 高等学校等就学支援金における私立高校等の加算の年収上限：約600万円
(参考2) 修学支援新制度の満額の1/4（私大自宅外の場合）：40.2万円（cf.高校就学支援金(私立加算含む)：39.6万円）

機関要件の見直し案について【機関要件の厳格化】

<改正案>

下記の1. 又は2. のいずれかに該当する場合、対象機関とはしない。

1. 収支差額や外部負債の超過に関する要件

下記①・②いずれにも該当すること

①直近3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナスであること

②直近年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナスであること

2. 収容定員に関する要件

(大学・短期大学・高等専門学校の場合)

直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満であること

但し、直近の収容定員充足率が5割未満に該当しない場合であって、直近の進学・就職率が9割を超える場合は、確認取消を猶予する。

(専門学校の場合)

直近3年度全ての収容定員充足率が5割未満であること

但し、地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると設置認可権者である都道府県知事等が認める場合※は、確認取消を猶予する。

※ 各都道府県知事等の判断にあたっては、例えば、他の教育機関による代替の困難性や卒業生の地元就職率など、国として一定の判断基準を示す。

大学・短期大学・高等専門学校に対する収容定員充足率の要件に係る 確認取消しの猶予条件「就職・進学率」について（案）

以下のいずれかを選択し「就職・進学率」を集計することとする。

1. 学校基本調査を利用する場合

$$\text{就職・進学率} = [\text{就職者数} + \text{進学者数}] \div [\text{卒業者数}]$$

就職者数：「就職者等※」と「臨床研修医」の合計

※「就職者等」とは、「自営業主等」、「無期雇用労働者」、「有期雇用労働者」、「臨時労働者」を含む。

進学者数：「大学院研究科」、「大学学部」、「短期大学本科」、「専攻科」、「別科」、
「専修学校・外国の学校等入学者の数」の合計

卒業者数：「状況別卒業者数」の計

注：上記「 」は、「卒業後の状況調査票（様式第30号）」に掲載のデータ

2. 学校基本調査を利用しない場合

$$\text{就職・進学率} = [\text{就職者数} + \text{進学者数}] \div [\text{就職希望者} + \text{進学希望者}]$$

- 新制度の支援対象とならない「留学生」は除くこととする
- 「就職者」、「進学者」の範囲は、「1.」と同じ考え方
- 「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含まない。
- 「進学希望者」とは、卒業年度中に進学準備を行い、大学等卒業後速やかに進学することを希望する者をいい、卒業後の進路として「就職」「留年」などを希望する者は含まない。※「海外留学」は、調査時点で進路未定の場合には含まない。
- 「就職・進学率」の調査時点は、更新確認申請書の提出開始日（5月1日）までであって、卒業日の前後を問わず、学校が適切と判断する時期とする。